様式第２号（第４条、第５条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **米子市文化活動館内制限行為（変更）許可申請書**  令和　　年　　月　　日  指定管理者 旭ビル管理株式会社　様   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 申 請 者 | 団体の名称 |  | | 住所又は  所在地 |  | | 代表者氏名 |  | |  | （電話　　　　　　　　　　　） |   次のとおり、米子市文化活動館内における制限行為の（変更）許可を申請します。 | | |
| 行為の目的  (行事の名称) |  | |
| 行為の種別 |  | |
| 行為の日時 | 令和　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分から  令和　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分まで | |
| 行為の場所 |  | |
| 行為の責任者 | 住所 |  |
| 氏名 | （電話　　　　　　　　　　　　） |
| 行為の内容 |  | |
| 米子市文化活動館内制限行為（変更）許可書  上記の申請について、制限行為（の変更）を許可します。  令和　　年　　月　　日  指定管理者　　旭ビル管理株式会社 | | |
| 許 可 条 件 |  | |
| １　この処分（米子市文化活動館使用料の支払に関するものは含まれません。以下同じです。）に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）  （地方自治法第２４４条の４第１項・行政不服審査法第１８条第１項本文及び第２項本文） | | |

|  |
| --- |
| ２　また、この処分に不服がある場合は、前項の審査請求に対する裁決を経ることなく、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、旭ビル管理株式会社を被告として、裁判所に、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。  （行政事件訴訟法第８条第１項本文、第１１条第２項及び第１４条第１項本文）  ３　なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過しているときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできません。  （行政事件訴訟法第１４条第２項本文） |